

BSE 発生後の家畜衛生に思うこと

榛葉雅和[†]（日本獣医師会理事(畜産・家畜衛生担当)）



平成13年9月11日の朝、新聞各紙の一面には「我が国初の狂牛病（牛海綿状脳症・BSE）の発生」と大きな活字が躍り、千葉県庁畜産課には今までに経験したことのないマスコミの攻勢や県民からの電話が殺到し、事態の把握と対応の遅れから不安が不安を呼

び、BSE パニックへと化するのに大した時間を要することはなかった。あれから8年の時を刻み、家畜衛生の軸足は生産から消費へと変化が見られる。

殊に、平成15年に施行された「食品安全基本法」により、国民の健康の保護を目的として、食品供給行程（農畜産物の生産から食品の販売に至る行程）の各段階において、科学的な知見に基づき、食品の安全性の確保のために必要な措置が適切に講じられることを義務付け、内閣府に食品安全委員会を設置、リスク分析が導入されたことから、家畜伝染病26疾病と届出伝染病71疾病の97疾病は食品衛生法、と畜場法、食鳥処理法等の制約を従来にも増して受けることとなり、公衆衛生と家畜衛生の連携がこれまで以上に重要性を増している。

こうした状況の中、平成19年に問題となったブルセラ病及びヨーネ病の疑似患畜発生に伴う牛乳等回収事故は、これら疾病に対する公衆衛生と家畜衛生のリスク評価への見解の不一致により物議を醸したが、新たにスクリーニング検査の導入により解決に至った感はある。しかしながら、家畜衛生の立場からは釈然としない決着であることは否めない。問題の焦点は血液採取から法令診断に至る間の生乳が、安全性の観点から有害物質等が混入した場合と同等の制約を受けるところにある。しかも生乳は加工段階で殺菌処理が義務付けられており、安全性は確保されているといえるわけで、事前対応型の防疫下で監視レベルの高い我が国の衛生事情を考慮すれば、法令診断の確定をもって疾病の発生とし、確定日イコール発生日イコール措置対応日とすることで科学的に問題があるとは思わず、現実的な選択として強く望みたいところである。なお、千葉県では最近まで、牛白血病ウイルスの抗体陽性牛がと畜場法第16条（解体禁止）の

適用対象と解釈されていたことから、浸潤状況の把握が難しく防疫対応の遅れが危惧される状況にある。両者で統一した疾病診断の基準作りが必要な時期にあると思われる。

また、消費者の食の安全・安心に対する関心は高く、時にリスク・ゼロを望む声に圧倒されるケースが見られる。食の安全・安心へのシンボルともいえるBSE対策に係ると畜場の全頭検査が21カ月齢以上の牛へと緩和措置されるにあたって、飼料規制や特定危険部位が除去され感染源の遮断により、食肉の安全性が確保されているにも関わらず、リスクコミュニケーションによる消費者の理解には至らず、依然として全頭検査が続いている。これに付随するように死亡牛検査体制も開始時から変わらない状況にあるが、平成21年5月のOIE総会で「管理されたリスクの国」に認定されたことを踏まえて、検査月齢の引き上げや飼料規制前の死亡牛に限定するなどの緩和措置が必要な段階にあるといえる。加えて、疑似患畜の殺処分もトレーサビリティの普及により所在が特定できることや感染防止対策が徹底されていることから、監視牛として追跡し処分段階でBSE検査を実施するなど、国内対策に見合った独自の対応を望みたい。さらに資源の乏しい日本農業の自立には、死亡牛（獣畜）の化製処理産物の肥料への利用や異常プリオンの不活化技術の開発による飼料への再利用も視野に有効活用への門戸を開くべきと思われる。食の安全を確保するには当然のことながらコストが掛かる、BSEによる経済的損失は1兆円以上とする試算もあり、科学的根拠の上に防止対策レベルを勘案し経済効果（費用と便益）も考慮しリスクへの対応を図ることが肝要と思われる。

次に、高病原性鳥インフルエンザの発生は、養鶏の甚大な被害はもとより、人への感染の恐れと強毒型の新型インフルエンザ出現への脅威から家畜防疫の枠を超え危機管理の問題へと進展するとともに、市民に広く家畜衛生の存在を知らしめることとなった。幸いなことに最近の発生事例では、迅速・的確な防疫措置により発生を最小限に食い止めるとともに、適時適切な情報公開により大きな混乱は見られず、国及び県を中心とする危機管理体制の成果と理解したい。しかしながら、国や県に比べ

[†] 連絡責任者：榛葉雅和（日本獣医師会）

〒107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

☎03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail : info@nichiju.lin.gr.jp

ると発生現地にある市町村の危機管理レベルは自然災害への対応とは、残念ながら温度差があると言わざるを得ない。特に発生時の課題とされる死亡鶏等の処分先として一般廃棄物焼却処理施設の利用承認が事前協議の段階で承諾を得ることが難しく、防疫計画を進める上で隘路となるなど、市町村の理解を深め対応強化への働きかけが必要となっている。一方、養鶏農家においても、鶏舎への野鳥の侵入など農場バイオセキュリティの徹底を欠くもの、家畜防疫互助基金に未加入なもの存在など、経営者の責任や自覚が問われることのないよう農家対策について業界としての強いイニシアチブの発揮を期待したい。

加えて、豚由来の新型インフルエンザが流行する中、

豚のサーベイランスは危機管理上重要と思われるものの、新型ウイルスが確認された場合の出荷豚の移動自粛措置は農家負担が大きく、サーベイランスの妨げの原因となっており、豚への感染や流行の実態を見誤る心配がある。そこで、豚インフルエンザを平病から届出伝染病に位置付けるとともに、農家の経済的被害に応じた支援策を講じるなどの検討が望まれる。

このようにBSE発生後の家畜衛生は、従来の畜産振興領域に留まらず、食の安全・安心の確保及び危機管理へと公衆衛生領域への関わりが増えており、公衆衛生と家畜衛生の相互理解と連携のもとに、両者の整合のとれた新たな疾病診断や疾病対策の構築が必要であると思われされる。